

○座間市工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

(平成30年10月1日条例第29号)

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域の区分、設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域の区分、設定区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域	10 0分 の2 5以上	10 0分 の3 0以上
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	10 0分 の1 0以上	10 0分 の1 5以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	10 0分 の5 以上	10 0分 の1 0以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 次に掲げる施設及び土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(1) 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設

(2) 緑地（前号に規定する建築物屋上等緑化施設を除く。）と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設が重複する土地

(敷地が2以上の区域にわたる場合)

第5条 特定工場の敷地が第1種区域、第2種区域、第3種区域又は当該各区域以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における前2条の規定の適用については、第1種区域、第2種区域又は第3種区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、その他区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは前2条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

2 前項の規定により第3条の表の規定を適用する場合において、区域のそれぞれの敷地における面積が同じである場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 第1種区域及び第2種区域のとき 第2種区域の規定
- (2) 第1種区域及び第3種区域のとき 第3種区域の規定
- (3) 第2種区域及び第3種区域のとき又は第1種区域、第2種区域及び第3種区域のとき 第3種区域の規定

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の運用については、市長がその地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設的面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、次の表に規定する式によって行うものとする。

- (1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる一つの業種に属する場合

既存工場等が属する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.25S - G_1$ とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.3 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.3S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.3S - E_1$ とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。
第2種区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは、 $E \geq 0$ とする。

備考 この表及び次号の表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届出がなされた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届出がなされた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.25S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.25S - G_1$とし、$0.25S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.3 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.3S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.3S - E_1$とし、$0.3S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
第3種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.05S - G_1$とし、$0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.1S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.1S - E_1$とし、$0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>